かっしかくこ けんりじょうれい 葛飾区子どもの権利条例

もくじ目次

ぜんぶん

だい しょう そうそく だい じょう だい じょう 第1章 総則(第1条一第3条)

だい しょう こ たいせつ けんり だい じょう だい じょう 第2章 子どもの大切な権利(第4条—第8条)

だい しょう こ けんり ほしょう やくわりおよ せきむ だい じょう だい じょう 第 3 章 子どもの権利を保障するための役割及び責務(第 9 条 -第15 条)

だい しょう こ あんしん く すいしん だい じょう 第4章 子どもが安心して暮らすことができるまちづくりの推進(第16条

だい じょう —第23条)

だい しょう そうだんおよ きゅうさい だい じょう 第5章 相談及び救済(第24条)

だい しょう ざっそく だい じょう 第6章 雑則(第25条)

ぁそく 付則

こ でとりひとり そんざい う けんり も 子どもは、一人一人がかけがえのない存在です。生まれながらに権利を持ち、 しょう も せいちょう 自分の意志を持って成長していくことができます。

全ての子どもは、命が守られ、差別されることなく、周りの大人からの愛情の下、遊び、学び、安心して生活することができます。そのために、私たち大人は、子どもの意見を聴き、大切に受け止め、一緒に考え、子どもにとって最もよれことを考えていきます。

このような認識の下、葛飾区は、基本的人権の尊重を基本原理の一つとするにほんこくけんぼうおよ じどう けんり かん じょうやく りねん もと こ けんり ほしょう 日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの権利を保障 サニ せいちょう ささ せんげん じょうれい さだし、健やかな成長を支えることを宣言し、この条例を定めます。

第1章 総則

もくてき (目的)

ことば いみ (言葉の意味)

だい じょう じょうれい つか ことば いみ つぎ 第2条 この条例で使う言葉の意味は、それぞれ次のとおりです。

- (1) 「子ども」とは、葛飾区内(以下「区内」といいます。)に在住し、在学し、在学し、在勤する等、区内において生活し、及び活動する 18歳未満の人及びこれのという。 ひと ひと けんり みと らの人と等しく権利を認めることが適当である人のことをいいます。
- (2) 「保護者」とは、子どもの親、里親その他親に代わり子どもを養育する人

のことをいいます。

- (3) 「区民等」とは、区内に在住し、在学し、又は在勤する人並びに区内で たんたいおよ じぎょうしゃ 活動している団体及び事業者のことをいいます。
- ## (4) 「育ち学ぶ施設」とは、保育所、幼稚園、学校等の子どもが育ち、学び、
 ## かっどう りょう しせっ
 又は活動するために利用する施設のことをいいます。

きほんりねん (基本理念)

第3条 子どもの権利は、次に掲げる事項を基本理念として、保障されなければなりません。

- (1) 子どもの命が守られ、安全及び安心な環境の下、持って生まれた能力 じゅうぶん の せいちょう いりょう きょういくおよ せいかっ しえん う を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育及び生活の支援を受ける こと。
- (2) 子ども自身が自分の意見を自由に表明することができ、子どもの年齢及 せいちょう ていど おう じゅうぶん そんちょう び成長の程度に応じて、十分に尊重されること。
- (3) 子どもに関することが決められ、行われるときにおいて、子どもの最善 りえき ゆうせん およ こうりょ の利益が優先され、及び考慮されること。

だい しょう こ たいせつ けんり 第2章 子どもの大切な権利

たいせつ けんり (大切な権利) だい じょう こ にほんこくけんぼうおよ じどう けんり かん じょうやく こ けんり 第4条 子どもは、日本国憲法及び児童の権利に関する条約(子どもの権利

じょうやく りねん もと う けんり も ひと 条 約 ともいいます。)の理念に基づき、生まれたときから権利を持つ人として、

けんり たいせつ まも その権利が大切に守られます。

2 子どもは、自分の権利が大切にされるのと同じように、自分以外の人の権利 たいせっ を大切にします。

(安心して生きる権利)

だい じょう こ あんしん いっき かか けんり まも 第5条 子どもは、安心して生きるため、次に掲げる権利が守られます。

いのち まも およ そんちょう

- (1) 命が守られ、及び尊重されること。
- あいじょう も りかい およ そだ (2) 愛情を持って理解され、及び育つこと。
- (3) 健康に配慮され、及び適正な医療が受けられること。
- (4) あらゆる差別を受けないこと。
- しんたいてきまた せいしんてき ぼうりょく ぎゃくたいとう う (5) 身体的又は精神的な暴力、虐待等を受けないこと。
- (6) 放置されないこと。

でである。 そだ けんり (のびのびと育つ権利)

だい じょう こ そだ つぎ かか けんり まも 第6条 子どもは、のびのびと育つため、次に掲げる権利が守られます。

- (1) 遊び、学び、及び休むこと。
- (2) 文化、芸術、スポーツ等の豊かな経験ができること。
- こじん こせいおよ とくせい りかい なら そんちょう (3) 個人として個性及び特性が理解され、並びに尊重されること。

- (4) 子どもであることを理由に不当な扱いを受けないこと。
- (5) 自分に関することについて、必要な助言及び支援を受けながら、年齢及び せいちょう ていど おう じぶん き 成長の程度に応じて、自分で決めることができること。

** けんり (守られる権利)

だい じょう こ けんりしんがい じょうたい かいふく つぎ かか けんり まも 第7条 子どもは、権利侵害の状態から回復するため、次に掲げる権利が守られます。

- ぼうりょく さくしゅ ゆうがい ろうどうとう まも
- (1) 暴力、搾取、有害な労働等から守られること。
- そだ
 ばうがい
 じょうきょう
 まも

 (2) 育つことが妨害される状況から守られること。

^{さんか} けんり (参加する権利)

- じぶん いけん じゅう ひょうめい きかい もう (1) 自分の意見を自由に表明できる機会が設けられること。
- (2) 自分の意見が大切に受け止められ、及び尊重されること。
- (3) 仲間を作り、集まること。

だい しょう こ けんり ほしょう やくわりおよ せきむ 第3章 子どもの権利を保障するための役割及び責務

く やくわり (区の役割)

だい じょう く しさく つう こ けんり ほしょう こ あんしん 第9条 区は、あらゆる施策を通じて子どもの権利を保障し、子どもが安心し

て暮らすことができるまちづくりを推進するものとします。

ほごしゃ やくわり (保護者の役割)

くみんとう やくわり (区民等の役割)

第11条 区民等は、子どもの権利についての理解を深め、子どもの権利を保障するよう努めます。

*** *** しせっ やくわり (育ち学ぶ施設の役割)

だい じょう そだ まな しせっ かつどう こ けんり ほしょう つと 第12条 育ち学ぶ施設は、その活動において子どもの権利を保障するよう努め

ます。

かてい けんり ほしょう (家庭における権利の保障)

だい じょう ほごしゃ かてい こ すこ せいちょう つぎ かか 第13条 保護者は、家庭において子どもが健やかに成長するため、次に掲げる じこう ひつよう とりくみ おこな 事項について、必要な取組を行うよう努めなければなりません。

- (2) 年齢及び成長の程度に応じて、意見が尊重され、及び最善の利益が考慮 されること。

だい じょう そだ まな しせっ かっとう こ すこ せいちょう 第14条 育ち学ぶ施設は、その活動において子どもが健やかに成長するため、 つぎ かか じこう ひっよう とりくみ おこな っと 次に掲げる事項について、必要な取組を行うよう努めなければなりません。

- #Aんれいおよ せいちょう ていど おう あそ まな およ そだ (1) 年齢及び成長の程度に応じて、遊び、学び、及び育つこと。
- (2) 個人として個性及び特性が尊重され、並びに私生活上の秘密が守られること。

ちいきしゃかい けんり ほしょう (地域社会における権利の保障)

だい じょう くみんとう ちいきしゃかい こ すこ せいちょう つぎ かか 第15条 区民等は、地域社会において子どもが健やかに成長するため、次に掲じこう ひつよう とりくみ おこな つと げる事項について、必要な取組を行うよう努めなければなりません。

- ちいきしゃかい なか こじん こせいおよ とくせい そんちょう みまも (1) 地域社会の中で、個人として個性及び特性が尊重され、見守られながら そだ 育つこと。
- (3) 遊び、学び、又は休むために、一人でも集団でも利用できる場所がある こと。

第4章 子どもが安心して暮らすことができるまちづくりの推進 こ かん しきく すいしん (子どもに関する施策の推進)

第16条 区は、子ども、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設と協働し、及び連携 してん たいせつ うえ こ かん しさく すいしん し、子どもの視点を大切にした上で、子どもに関する施策を推進するものとします。

こ そだ しぇん (子どもの育ちの支援)

第17条 区は、子どもの学ぶ意欲及び学ぶ権利を尊重し、保護者、区民等及び きだ まな しせっ きょうりょく こ こせいおよ とくせい たいせっ 育ち学ぶ施設と協力して、子どもの個性及び特性を大切にしながら、その かのうせい さいだいげん の かんきょう せいび 可能性を最大限に伸ばすことができる環境を整備するものとします。

こそだ かてい しえん (子育て家庭の支援)

こ あんぜん あんしん す かんきょう (子どもが安全で安心して過ごすことができる環境づくり)

2 区は、子どもが安全で安心して過ごすことができる環境づくりのための かつどう おこな くみんとうおよ そだ まな しせっ れんけい はか かつどう たい しえん 活動を 行う区民等及び育ち学ぶ施設との連携を図り、その活動に対して支援をするものとします。

ぎゃくたい たいばっ とう けんりしんがい ぼうし (虐待、体罰、いじめ等の権利侵害の防止)

第20条 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、虐待、体罰、いじめ等の権利 したがい けっ だれ 侵害について、決して誰もがしてはならないという認識の下、子どもが安全で を心して過ごすことができるよう努めます。

ひんこん ぼうし (貧困の防止)

だい じょう く すべ こ すこ せいちょう ほごしゃ くみんとうおよ 第21条 区は、全ての子どもが健やかに成長できるよう、保護者、区民等及び そだ まな しせっ れんけい こ ひんこん ぼうし と く 育ち学ぶ施設と連携し、子どもの貧困の防止に取り組むものとします。

こ いけん ひょうめいおよ さんか きかい かくほ (子どもの意見の表明及び参加する機会の確保)

第22条 区は、子どもを権利の主体として尊重し、子どもが自分の意見を

ひょうめい しゃかい さんか ま 明したり、社会に参加することができるよう、子どもの背景及び状況に

はいりょ こ さんか きかい かくほ
配慮した、子どもの参加の機会を確保するものとします。

- 3 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、子どもの意見の表明及び社会へ さんか そくしん こ たいせつ およ ほうほう まな なら の参加を促進するため、子どもがその大切さ及び方法について学び、並びに ひつよう じょうほう え ひと 必要な情報を得ることができるよう努めます。

こうほうおよ けいはつ (広報及び啓発)

だい しょう そうだんおよ きゅうさい 第5章 相談及び救済

こ けんり まも とりくみ (子どもの権利を守るための取組)

第24条 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、子どもの権利が守られてい じょうたい そうき はっけん たが きょうりょく およ れんけい けんり まも ない状態を早期に発見し、互いに協力し、及び連携して、権利が守られて しょうたい かいふく しえん っと いない状態からの回復のための支援に努めます。

だい しょう ざっそく 第6章 雑則

ぃにん (委任)

だい じょう じょうれい しこう かん ひつよう かつしかくちょう べつ さだ 第25条 この条例の施行に関し必要なことは、葛飾区長が別に定めます。

ふ そく 付 則

じょうれい れいわ ねん がつついたち しこう この条例は、令和5年10月1日から施行します。